

## 板橋区立小中学校特別支援学級連合行事実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、板橋区立小中学校特別支援学級連合行事（以下「連合行事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定め、もって児童・生徒が学校内で学習することのできない体験学習を行うとともに、他の学校の児童・生徒と交流し親睦を深め、また、公衆道徳の重要性を理解させることを目的とする。

### (対 象)

第2条 板橋区立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒。

### (連合行事の種類)

第3条 連合行事は、次の各号とする。

- (1) 板橋区立小学校特別支援学級連合移動教室
- (2) 板橋区立小中学校特別支援学級連合学芸展覧会
- (3) 板橋区立中学校特別支援学級球技大会

### (実施の届出)

第4条 連合行事幹事校校長は、連合行事を実施しようとするときは、あらかじめその計画を板橋区教育委員会事務局に届け出ることとする。

2 実施計画の届出については、次の各号によるものとする。

- (1) 実施日の3週間前（厳守）までに提出する。
- (2) 板橋区教育委員会事務局指導室宛1通提出する。
- (3) 必要な文書、手続きは各連合行事実施基準等による。

### (報 告)

第5条 必要に応じて、実施等の報告を求めることができる。

### (補 則)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

### 付 則

この要綱は、教育長決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

### 付 則

この一部改正は、教育長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

### 付 則

この一部改正は、令和5年4月1日から施行する。